

安寧のまちづくりに向けたスケジュール

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年～
事業者の選定準備	パートナー事業者の選定方針の検討。最初に着手する事業区域、事業要件、事業手法等の決定			
事業者の選定	事業者の公募と選定委員会による選定			
CRC形成事業計画の策定		パートナー事業者による事業内容の具体化		
整備着手			事業計画に基づき施設整備、環境整備、移住者募集を実施	
供用開始				新たな近江八幡市民の入居開始

※計画期間は、社会情勢や上位計画の動向等により必要に応じて見直しを行う。
※対象地域が確定した想定区域から順次、事業を開始する。

安寧のまちづくりの事業化プロセス

事業計画の策定

- 事業計画案は、全体事業計画を参照しながら、安寧のまちづくり地区協議会において拠点別に策定する。

事業主体（パートナー事業者）の選定

- 事業者選定のための委員会を設置し、具体的な選定方法を決定。募集要項、要求水準書等を作成し、公募・審査を通じて事業者を選定する。
- 事業主体（パートナー事業者）を選定する際には、広く周知し、高い能力を有する事業者の参画を呼びかける。

移住者募集・移住者支援

- 事業主体（パートナー事業者）任せとせず、協議会及び市がシティプロモーションの一環として積極的な募集を行う。
- 支援措置については、協議会の中に設置した地域活動の中間支援組織が実施する。

P D C Aサイクルによる事業評価

- 事業の効果や影響を測定し、KPIを計測するのに必要な居住世帯、居住者数、就業者数、各種活動の参加者数などのデータを収集する。
- 事業主体（パートナー事業者）、行政、関係機関、学識経験者等による評価を行うための体制を構築し、収集したデータをもとに、プロジェクトの評価を行う。

近江八幡市安寧のまちづくり基本計画（概要版）

平成29年3月

近江八幡市 総合政策部 政策推進課
〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市安寧のまちづくり基本計画

「安寧のまちづくり」とは、安心でおだやかな地域づくりをめざすという意味で、平成27年に策定した「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた近江八幡市版C R Cのプロジェクト名です。

「近江八幡市安寧のまちづくり基本計画」は、プロジェクトの方向性や基本コンセプトを定めた「近江八幡市安寧のまちづくり基本構想（平成28年3月）」を推進するために、事業化に向けての目標、基本要件、事業内容、事業化のプロセス等を記した計画です。

安寧のまちづくりがめざすもの

近江八幡市ならではの魅力と資源を共創により活かし育てるまちづくり

① 新旧市民が最期まで元気に暮らし続けられる「地域社会」をつくる

本市の地域特性の優位性を活かし、移住者も既住者も最期まで元気に不安なく暮らせる「地域社会」をつくること。

② 本市の固有の価値を活かした誇りと生きがいのある暮らしをつくる

本市固有の豊かな自然環境、どっしりとした安定感のある生活、生きがいの感じられる活動の場といった大都市では得られない「価値・生きがい・誇り」のある暮らしの場をつくること。

③ 新旧シニア市民の「知的資産・社会的資産」を活かす場をつくる

新旧のシニア市民が人生において培ってきた知識・技能・技芸・人間関係といった「知的資産・社会的資産」を活かして活躍できる場をつくること。

④ 多様な年齢層の市民が共に暮らし交流するまちをつくる

多様な年齢層の移住を促進するとともに、「安寧のまちづくり」による雇用機会の拡充と生活環境の整備を通じて若年層の流出を抑制するとともに流出した市民の帰還を促進し、多世代の市民が共に暮らし交流する、持続的安定性と経済的・社会的活力を備えた地域社会をつくること。

事業コンセプト

- 主には、東京その他の大都市圏で定年退職されたシニア層の人が移住して来て、永年の夢をかなえ、若い世代とも交流しつつ第二の人生を楽しみながら、生涯暮らし続けられる近江八幡ならではの「まち」を、地域住民、市民、世界中の支援者とともにつくる「まちづくり」プロジェクトであること。
- 単なる老人福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅を多数開発して土地活用しようという話ではないこと。
- 健康自立寿命を延ばし、また、心身が弱ってきても、物的空間的支援環境とミニマムな人的ケアに支えられて、最期まで、できるだけ自立的に、自宅や住み慣れた地域社会の中で暮らし続けられるような、地域社会の社会的・空間的環境を整えること。
- このプロジェクトをテコにして、本市全体の居住環境を超高齢社会に適合したものに、つくりかえていくことが真の目的であること。
- 日本の新しい「超高齢社会対応の地域社会づくり」を先導するモデルプロジェクトとなるべきものであること。

計画期間

第1期 平成29年度～平成31年度
第2期 平成32年度～平成36年度

計画目標

平成31年度末までに1箇所の対象地域（安寧のまちづくり拠点地域）の開発・整備
平成36年度末を目途に5つのパターンで、累計1,000世帯の住戸を供給

安寧のまちづくりの整備内容

近江八幡市の立地環境や地域特性をふまえて、5パターンの個性的な魅力を備えた「まちづくり拠点地域」を整備

①まちなかの古民家で暮らす

重要伝統的建造物群保存地区に指定されているエリア等での、情緒ある暮らし。
歴史的まちなみ空間の中で、伝統的な生活文化を継承発展させる暮らしと生業や活動を楽しみたい移住者を受け入れ。

②静かな水辺で暮らす

西の湖や安土城跡に近接するエリアでの、歴史に触れながらのゆったりとした暮らし。
水郷エリアの豊かな自然環境の中で、水辺や近所に常時接することのできる居住環境を活かした暮らしと生業や活動を楽しみたい移住者を受け入れ。

③晴耕雨読の暮らし

豊かな自然環境の中で、広大な農地を活用し、農のある暮らしや「食」を土台とした様々な産業の育成・雇用の創出、趣味などの生きがいを楽しむ暮らし。
ゆったりとした住まいで、地に足のついた、どっしりとした暮らしと生業や活動を楽しみたい移住者を受け入れ。

④レイクサイドの暮らし

豊かで美しい自然環境の広がる琵琶湖のほとりでの、悠々自適な暮らし。
釣りやヨット、創作活動などを満喫する生活を楽しみたい移住者、二地域居住者、長期滞在者を受け入れ。

⑤新世代アーバンビレッジで暮らす

生活・交通利便性の高い市街地周辺エリアでの、新世代の都市的な暮らし。
JR近江八幡駅またはJR安土駅から徒歩圏内に位置する生活・交通利便性の高いエリアに多様な世代・世帯を受け入れ。

多様な年齢・階層の市民の移住・帰還

多様な住宅の供給・地域生活環境の整備

- ・「安寧のまちづくり基本構想」の基本理念や近江八幡市の自然環境、文化、市民性などを理解し、近江八幡市での生活のイメージが明確な移住者
- ・定年退職前の早期の移住も視野に入れ、想定年齢が40代以上の移住者
- ・大都市を中心とした全国・世界からの移住者や、近隣地域からの転居者
- ・新たな仕事や起業に取り組んだり、地域活動に積極的に取り組むなど、社会参加に積極的な移住者



- ・公共交通・歩行者環境・パブリックスペース等の整備
- ・公共施設施設・生活サービス施設・人の集場所等の整備
- ・在宅ケア体制の拡充・介護予防活動・地域住民活動の促進



安寧のまちづくりによる波及効果

地域経済の活性化

- ・税収、地域内消費額の増加

健康自立寿命の延伸

- ・健康・生きがいの享受
- ・医療・介護負担の軽減

新たなビジネスの創出、産業の活性化

- ・起業によるビジネスの創出
- ・雇用の創出、若者の流出抑制

地域の空洞化問題の解決

- ・地域全体の居住環境の改善
- ・地域活動の場の整備と活性化
- ・多世代交流の活性化

様々な効果の積み重ね

さらなる定住、新たな交流の促進

正のスパイラル

安寧のまちの実現